

国不建推第68号
令和8年1月5日

各都道府県担当部長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について

国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」(平成19年6月策定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、その周知に努めてきました。

今般、令和6年6月14日に交付された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日より全面的に施行されたこと、また、中小企業の取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月23日に公布され、令和8年1月1日から施行されたことなどから、別添のとおりガイドラインの所要の改定を行ったので、通知します。

なお、本ガイドラインについては、別添通達により建設業者団体に対して通知していることを申し添えます。